

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別: 該当なし
- ③ 職業: 該当なし
- ④ 住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号: 03-5226-8550
- ⑥ 該当項目: <オ>管理委託契約約款の届出(第 11 条第 1 項前段)
- ⑦ 意見:

1. 要旨

管理委託契約約款の届出は単なる届出制ではなく、使用料規程に影響を及ぼす場合、利用者代表との協議合意を条件とするべき。

2. 詳論

利用者にとって不利な管理委託契約約款の登録により、著作物利用に障害が発生し、著作物の円滑な流通が阻害される恐れがある。

法第 11 条第 1 項前段が、管理委託契約約款について届出のみを義務としている。しかし、著作物は代替性が無く、より市場ニーズの高い著作物を管理するために、利用者側から見ると管理事業者間で行き過ぎた条件設定が行われている。昨今の音楽著作物に関しては、より権利者の望む条件の実現のために、権利者が使用料を個別に設定できる非一任型の管理委託契約約款を定める傾向がある。それゆえ管理事業者の管理権限の低下と、それによる著作物の円滑な利用が阻害される恐れがある。

したがって、上記のように使用料規程に影響を及ぼす場合、著作物の円滑な流通を阻害する管理委託契約約款の届出が行われないよう、利用者代表との協議合意を条件とするべきである。

以上